

第 33 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

令和 2 年 1 月 24 日（金）
15 時 00 分 ～ 17 時 00 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，関根，滝浦，田中（牧），
中江，福田，村上，善本各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 32 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 公用文の在り方に関する成果物について（報告）（素案）
- 3 成果物のタイトルについて（案）
- 4 「ショウガイ」の表記に関するこれまでの経緯と論点（案）

〔参考資料〕

- 1 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件（平成 30 年 5 月 30 日衆議院文部科学委員会決議）
- 2 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日参議院文教科学委員会）
- 3 「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）
- 4 要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて（第 44 回国語分科会配布資料）
- 5 「障害」の表記に関する検討結果について（平成 22 年 11 月 障がい者制度改革推進会議 「障害」の表記に関する作業チーム）
- 6 明治から昭和期にかけての漢字施策等と「障」「害・碍・礙」について（第 29 回国語課題小委員会配布資料）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 改定常用漢字表
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
 - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
 - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集
 - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
 - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
 - 各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。

- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料4「「ショウガイ」の表記に関するこれまでの経緯と論点（案）」について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 4 主査から「官公庁における文書作成について」に関して、最終的な報告は来期に取りまとめる旨の提案があり、承認された。
- 5 主査から配布資料3「成果物のタイトルについて（案）」について提案があり、意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料2「公用文の在り方に関する成果物について（報告）（素案）」について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 7 次回の国語課題小委員会について、令和2年2月28日（金）午後3時から午後5時まで文化庁第2会議室で開催すること、国語分科会について、令和2年3月10日（火）午後1時から午後3時まで文部科学省第2講堂で開催することが確認された。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

それでは、ただいまから第33回、今期7回目の国語課題小委員会を開会します。

本日は、前回の議事録案の確認をしていただいた後、常用漢字表の課題について検討し、続けて、官公庁における文書作成について、そしてその他という順で協議を進めたいと考えております。よろしくお願ひします。

では、常用漢字表についての検討に入りたいと思います。この議題につきましては、いよいよ国語分科会としての考え方を何らかの形でお示しする段階に入ってきております。そこで本日は、もう一度丁寧にこれまでの経緯や議論を振り返りながら、検討をまとめる方向へと近づけていきたいと考えております。これまでも時間を掛けて御討議いただいたことと重なるところもあろうかとは思いますが、活発に忌たんのない御意見を賜りたいと思います。

平成30年5月30日の衆議院文部科学委員会決議並びに同年6月12日の参議院文部科学委員会附帯決議を受けまして、国語分科会では、この国語課題小委員会を中心に検討を進めてまいりました。二つの決議につきましては、参考資料1及び2として配布してあります。この二つの決議は共に「ショウガイ」の「ガイ」の表記について、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求めるものであります。

この所要の検討のうち、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否に関する検討が、この国語分科会に直接課せられてきたテーマであったと認識しております。決議の中にありますように、我が国の法令において障害者の表記に「害」の字が用いられていることが問題との指摘もあるということ。また、「害」の字を人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、この表記を受け入れ難いと感じている当事者の方がいらっしゃるということ、これらのことを本委員会としても重く受け止めていることは、現在においてもここにいらっしゃる委員の皆様方の一致した気持ちであろうかと思っております。

そこで、この決議のすぐ後、7月の小委員会から検討を始めていただきました。決議にも指摘のあるように、東京オリンピック・パラリンピックを目前に控えているということからも、まずは速やかにお示しできることを整理しようということで、平成30年11月22日に、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」を国語分科会確認事項として確認していただきました。これにつきましては、参考資料3として配布してあります。

そこで、本日はまず、この国語分科会確認事項について、その内容を再確認するところから検討を始めたいと思います。その上で、二つの国会の委員会決議が取り上げている事柄を意識しながら、まだ十分に考え方が整理されていないところなどを意見交換していただくことにしたいと存じます。

それでは、事務局から参考資料3の国語分科会確認事項について説明をお願いします。

○武田国語調査官

参考資料3を御覧ください。今、主査から御説明のあったとおり、これは平成30年11月22日の国語分科会で確認していただいたものです。国会の決議があった後に、できるだけ早く、今お答えできることがあればというところで、現行の常用漢字表の考え方をもう一度きちんと整理したというのが、この確認事項になるかと思えます。

簡単に御説明いたします。ここでのポイントは、大きく言いますと4点あるかと思えます。1点目は、現行の常用漢字表は目安であって、制限的なものではないということ。つまり、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければいけないというものではない。もちろん、この表を参考とすることが望ましいという表ではありますが、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地があるのだということです。

そして2点目は、障害者の「ショウガイ」という表記は、法令や国の公用文では常用漢字表に従う必要があります。そこで「害」を使うわけですが、地方公共団体や民間の組織においては、表にない「碍」を用いたり、あるいはそのほかの表記を用いたりすることを妨げるものではないということをおっしゃっています。

そして3点目として、平成22年の常用漢字表の改定の際にもこのことについては検討が行われ、その時点においては、国語施策の観点では追加しないということを決めているということです。

最後に4点目として、これは国語施策からの検討にとどまるべき事柄ではないであろうということ。もちろん国語施策として常用漢字表の考え方をここでもう一度整理し、そして議論するというようにしてはありますが、障害当事者等の意向を踏まえた必要な検討がしかるべきところで進められることも必要であろうということが4点目になるかと思えます。

そして、後段の「参考」のところでは、これまでの経緯などがまとめられております。また、常用漢字表がこういった性格のものであるかということも、少し詳しく書かれております。以上です。

○沖森主査

ただいまの御説明に対して、直接に関係する質問はございますでしょうか。

この国語分科会確認事項の後、「碍」の字を採用した地方公共団体が生じているなどの動きがあることは、これまでも話題にしてきたところでもあります。今後もこの確認事項で示した常用漢字表の考え方については、更に理解を深めていただけるよう周知に努めるとともに、社会の動向をしっかりと見てまいりたいと思います。

では、その後の議論についても振り返っておきたいと思えます。この国語分科会確認事項の後、国語課題小委員会で御検討いただきましたこれまでの経緯や論点について、配布資料4としてまとめてあります。この配布資料4を御覧ください。この内容を踏まえた上で意見交換を行いたいと思えます。それでは、事務局から配布資料4「「ショウガイ」の表記に関するこれまでの経緯と論点(案)」について説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料4について御説明申し上げます。こちらは、これまでの国語分科会での検討内容について、なるべく簡潔にまとめてある、そういった資料です。ここまです、国会委員会決議の受け止めについて、それから「国語分科会確認事項」というものを確認していただいたこととその後の動向などについて、主査から、また、事務局から説明がありました。その後の部分から御覧ください。配布資料4の1ページ「表記に関しての様々な考え方」というところです。

まず、「碍」の字を使った表記を用いるべきであるという考え方があります。そして、それが今回の国会の決議にもつながっているわけですが、一方で、当事者の中には、現状の「害」を用いるべきであるという意見もあるのではないかとということ。それから、近年、各種の調査などでは交ぜ書きの「障がい者」という表記が広がっているということ。この調査というのは、例えば内閣府では、定期的にこの「ショウガイ」の表記についてのアンケートを行っておりますが、そこでもこの交ぜ書きの書き方を支持する方が多くなっているといった傾向が見られます。ただし、この交ぜ書きに関してもやはり賛否があって、また、中にはこの「障」という字にも問題があるといった意見も見られるということ。そして「障害（礙）（ショウゲ）」という用語については、これは平成22年からこういった議論がありますが、意味についての懸念といったものも指摘されています。

この表記についての様々な考え方というのは、今日の参考資料5を御覧ください。これは以前から何度かこの委員会でも御覧いただいているものですが、平成21年に閣議決定によって設置された「障がい者制度改革推進本部」、その下に設置されました「障がい者制度改革推進会議」の中で、「障害」の表記に関する検討がなされたときの結果になります。ここでヒアリングや調査の結果などが示されておりますが、今申し上げた表記に関しての様々な考え方というのは、平成22年の「「障害」の表記に関する作業チーム」の報告の中にも見られる考え方であろうかと思えます。

このように、この表記に関しては様々な考え方がある。もちろん、「害」というものについて受け止め難いという方がいらっしゃるということは、委員会の中でも非常に重く受け止めていただいているわけですが、一方で、そういった状況もあるのだということが、これまで確認されてきたかと思えます。

2ページに参ります。特に前回までの小委員会の流れとしてあったのは、この用語自体の検討が必要なのではないかとといった考え方でした。一つ目の丸ですが、様々な意見があって合意が難しいのではないかと、また、意味上の懸念などがあるということからすると、これは、単漢字の問題ではなくて用語の問題として検討すべき事柄なのではないか。そして、こここのところよく話題になっておりましたのが二つ目の丸になります。より望ましいのは、「ショウガイ」という語を使わないで、新たな用語を検討することではないのか、そうしない限りなかなか合意に至るのは難しいのではないかとということ。

ただし、平成22年の常用漢字表改定の際、「碍（礙）」の字の追加については、当時、政府の「障がい者制度改革推進本部」において行われていた「障害」の表記の在り方に関する検討の結果によっては、改めて検討するという事になっていました。こういった経緯を踏まえますと、もし、より広い観点から、社会全体で「障害（礙）」の表記を用いていくことが決定された場合には、常用漢字表に「碍（礙）」を追加する方向で検討すべきではないかということが確認されてきたかと思えます。

なお、本日の資料では「碍」という漢字の後に括弧を付けて古い字の方も入れてあります。どうしてこうしているかと申しますと、国語施策の中では字体の問題がずっとあるわけです。2000年に国語審議会は「表外漢字字体表」を答申しました。これは、常用漢字表の外にある漢字の字体をどうするかというものを示したものですが、「碍」に関しては、その表外漢字字体表の中に採られておりません。ですから、国語施策とし

てどちらの字体を使うかということは、今のところはっきりしていません。それで、今回は一応両方とも示しています。ただ、常用漢字表の改定の際、答申では、この簡単な方の字についてだけ述べておりますし、頻度数から言っても、こちらの簡単な方の字が今後より使われることになるということは考えられるかと思えます。

少し話がずれましたが、次のところに参ります。そして一方で、こういった問題が語られるときに、国語施策が「ショウガイ」という表記において「害」の方を採用してきたということが一つの原因と言いますか、現在「碍」が使えなくなっている、あるいは使われなくなっている理由ではないかということが議論されております。その点についてももう一度ここで確認をしておきたいと思えます。

まず、「碍（礙）」の字ですが、この「障碍（礙）」というのは平安時代から「ショウゲ」として用いられてきたもので、元々は仏教語であったということです。この「碍（礙）」という字は、呉音で「ゲ」、漢音で「ガイ」と読みます。日本では同じ漢字を呉音で用いる場合と漢音で用いる場合とがあります。例えば、奈良時代から漢音の方が重んじられることがあったり、あるいは江戸期にも儒学との関係などで漢音の方が重んじられたりするという時期がございました。そういった関係もあって、明治期になりますと、この文字は「ショウゲ」として用いられるとともに、「ショウガイ」とも使われるようになっていきます。

一方の「障害」は、江戸末期に生じたと考えられる、これは日本独自の漢語ということになります。「障碍（礙）」が「ショウガイ」とも読まれるようになっていったのと恐らく同時期に、読み方に揺れの無い表記として現れたものではないかと思えます。そして明治期以降、「障碍（礙）」と同様の文脈で広く用いられていました。

そして、一般の雑誌や新聞などでは、明治の後期から大正期に掛けて、この「害」の出現頻度が「碍」の方を少しずつ上回っていったと見られます。また、この「害」の表記が広がるに従って、「障碍（礙）」の読み方がだんだん「ショウゲ」から「ショウガイ」の方に変わっていくという様子も見られます。これにつきましては、参考資料を御覧いただきたいと思えます。

参考資料の3、これは平成22年当時のものになりますが、こちらもこれまで何度かお示ししていたものを改めて御覧に入れたいと思えます。5ページを御覧ください。

「害」と「碍」ということでいったときに、明治の初めは、「碍」の方が多く使われているということが、この5ページ辺りを見ていただくと分かるかと思えます。それが、6ページにいきますと、「害」がだんだん増えていきます。ここでお気づきになると思いますが、この時期には、「碍」の方には「ショウゲ」というルビが振られていることが多くあります。「障碍（礙）」について過去に遡って見ていくときに、どう読んでいたかというのはなかなか一般の資料からは分かりづらいところがあるのですが、これは明治期の読売新聞から抜き出したもので、ルビが付いています。これを見ますと、明治の初めは「碍」を使った表記の方が少し優勢ですが、多くは「ショウゲ」として使われているということが分かります。また、例えば6ページの幸田露伴の小説のように、「障害」と「障碍」が、「ショウガイ」と「ショウゲ」として使い分けられているといった例も御覧いただけます。

そして、だんだんと7ページ8ページと進んでいきますと、「害」と「碍」で言えば、少しずつ「害」の方が多くなっていくというのが御覧いただけるかと思えます。では、ここで使い分けがあったのかと言いますと、必ずしもそうではありません。8ページを御覧ください。例えば8ページの真ん中の段を見ますと、「論説」というのが明治33年の3月23日、それから3月24日、朝刊の1面で続いています。よく見ると、23日には「障害」を使い、24日では「障碍」を使っています。これは何か訂正するという意味なのかと思うと、24日の記事の中に入っていくと、「害」を使っています。つまり、両者は同じ意味として用いられているということが分かるかと思えます。

そして、更に8ページ、9ページと進んでいきますと、「障害」が増えてくるというお話をしましたが、それとともに「障碍」の方がだんだん「ショウゲ」から「ショウガイ」とルビが振られるようになっていく傾向が見られます。これは、主に一般の雑誌や新聞の傾向になりますが、そういった様子がかがえしました。

そこで、次の丸を御覧ください。ここが一つのポイントになるかと思えます。国語施策というのは、戦前から、教育ですとか社会生活において漢字使用を円滑なものとするということを目的に漢字の整理を行ってきています。特に、明治期、大正期には、漢字は今よりももっとたくさんのもが使われておりました。そういった中で、漢字の数をある程度制限して、コミュニケーションの際に使いやすいものにしようということを狙ったわけです。そういった目的で、国語施策は漢字表を作ってきました。漢字表には、出現頻度、それから造語力、言い換えれば、熟語の構成能力というような観点から、「害」の方だけ採用されることが多かったわけです。

これについて、参考資料の6を御覧ください。以前にもこの小委員会でお示したのですが、明治期から昭和期に掛けての様々な漢字表で、どの漢字が採られてきたかということを示したものです。これを見ていただくと、「碍」と「礙」が採られた漢字表が一つあります。昭和17年の「標準漢字表」です。この標準漢字表では、「常用漢字」「準常用漢字」「特別漢字」という、そういった層を作り、常用漢字に「害」、準常用漢字に「碍」、特別漢字に「礙」が入っています。これ以外の漢字表には常に「害」の方だけが採られてきたということになります。つまり、「ショウガイ」という表記をどちらで書くかという観点というよりは、国語施策における漢字表にどの漢字を選択するかというときに、「害」の方が常に入ってきて、「碍（礙）」の方はなかなか入らなかった、その関係で「ショウガイ」の表記には「害」の方が使われるようになり、だんだんと普及されてきたという経緯があるということになります。

これが決定的になるのは、次の3ページ、昭和21年に「当用漢字表」というものが作られたときです。この戦後にできた当用漢字表は、社会全体に大きな影響を与えた漢字表です。この表に「害」だけが採用されたことにより、一般の雑誌や新聞のほか、各専門分野等で用いられていた「障害」と「障碍（礙）」の表記のうち、「障碍（礙）」の方がだんだん使用されなくなっていったと考えられます。

ただ、ここで一応確認しておきたいのは、国語施策における「ショウガイ」の表記が話題になっていますが、人に対して「ショウガイシャ」という用語が用いられて、それが、社会に広く定着していったのは戦後であるということです。専門用語としては大正期から、既に「障碍（礙）者」と「障害者」の用例がそれぞれ見つかるのですが、社会全体で「ショウガイシャ」という用語が用いられるようになったのは戦後でした。

そしてもう一つ。国語施策の観点からいうと、この「ショウガイ」という言葉は、障害者の方々を指す以外にも様々な文脈で広く用いられて定着しているということがあるかと思えます。

以上、これまでここで御議論いただいたこと、それからこれまでの経緯などについて御説明申し上げました。以上です。

○沖森主査

では、ただいまの説明に対して直接に関係のある御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ただいまの説明にありました配布資料4の3ページ目の最後のところに検討事項というところがございます。本日の検討のきっかけとなるように論点をお示ししてあります。

まず一つ目ですが、「ショウガイ」の表記について多様な考え方があつる現状について、どのように考えるかという点です。国会の委員会決議にも指摘されておりますよ

うに、平成 21 年以降、当時、閣議決定によって政府に設置されました「障がい者制度改革推進本部」の下での検討においても合意に至らなかったという経緯がございます。詳しくは参考資料 5 のとおりです。この論点はやや漠然とした問い掛けではありますが、方向性をまとめていくに当たって、是非とも率直な御意見を頂きたいと思っております。まず、この第 1 の論点につきまして、御意見を頂ければと思っております。お願いします。

○川瀬委員

改めて、もう 1 年半以上になりますか、ずっとこの問題を考えてきて、自分の考えはこの中でどう変わってきたかを振り返ってみました。もしかしたら、この「ショウガイ」の表記について多様な考え方があるということ自体が、今、大事なんじゃないのかなと思えました。それが今の私の結論です。

最初は、このお話があったときに、一つの漢字が人の心を救うのであれば、それは漢字表に入れてもいいじゃないかというのが素朴な私の思いでした。でもその後で、「碍」を使っても、平仮名でも、まあ極端な話、ローマ字でも、書き方は自由であると。それはそれぞれの場合に応じて、目的に応じて、それぞれの関係者が真剣に考えていくことで、それで構わないというような、こちらからのメッセージも出したわけです。ということは、どう書くかという問題をその都度きちんと考えて判断する。「害」を使うのか、「碍」なのか、平仮名なのか、ローマ字なのか、それとも、その団体が考える何か別の言葉を使うのか。大きな社会的な混乱を起こさない限りは、都度都度きちんと考えていく方が障害者施策にとっても、共にリスペクトしながら生きていくという最終目的に対しても近付くのではないかというのが今の私の考え方です。

となってくると、常用漢字表に入れる入れないというのはどういう判断になるんだろうというもう一つの問題が出てきて、そこから造語力とかいろいろな条件を考えてくると、これは私の中では、現在常用漢字表に入れるべき漢字ではないのかもしれないと思っています。飽くまでもその「ショウガイシャ」という言葉をどうするのか、どういうものかについても考えていく必要はありますが、単純に今どの字を選ぶ、どういう言葉を選ぶということをきちんと考えていくということが、本当に大事なんだと思っています。長い間考えてきたことをまとめようと思ったんですが、やはりまとまりませんでした。まだ考え続けています。

○村上委員

今まで「害」、それから「碍」について議論を続けてきたわけですが、肯定意見、否定意見どちらにも理があって、どっちかに決めるとというのがやはり難しい、でもやはり一つの方角を、我々の委員会としては示さなきゃいけないということを考えていくと、今、川瀬委員がおっしゃったことに触れるんですけども、御自由に今どの字を使うかを皆さんがお決めくださいとやるのか、若しくは、我々の委員会の目安としてはこういうものを考えましたと提示して、それを使っても結構ですとやるというやり方と、二つあると思っております。そしてどっちを採るかということになると思っております。

で、この「障碍」については、例えばこれはもし常用漢字表に追加したとして、「害」について様々な否定的な意見が出たのと同じように、辞典とかを見ると、たたりや災いや障りみたいな意味もあるということが出てくるので、それを根拠にして、やはりこの字も良くないという意見が必ず出てくる気がします。だから、これを常用漢字表に入れたとしても、やはり同じような議論が起きてくるかと思っております。ですので、今のところ私も、この「碍」を常用漢字表に追加するという点に関しては、ちょっとためらっているところです。

○関根委員

多様な考え方というのは、それは保障されるべきで、常用漢字表にないから使っていけないということではなくて、そもそも常用漢字表は目安であって柔軟に用いるべきもので、常用漢字にならないと、その多様性が担保できないということではないのではないかと思います。つまり、むしろ常用漢字表に入ると、この表の性質上と言うのか、目的上と言うのか、混乱を避けるために統一を図らなければならなくなって、そうすると、法律とか教育的な面から、多様性よりも統一性が優先されることになるかもしれない。そうすると、先例とか頻度が重視されて、新しい方は不利になる。つまり、その前に広く合意を形成して、認知度や理解度が十分高まってからでないで、常用漢字表には入れたけれど、かえって普及が進まないという事態になりかねないんじゃないか。そういう点からすると、むしろ今の方が多様性は保障されているとも考えられるんじゃないかと思います。

これは、この字ということではなく、飽くまで一般論ですが、改定常用漢字表のときから、常用漢字にならないと、何かその漢字の価値を認めないとか、その漢字の存在が抹殺されるんじゃないかみたいな、そういうイメージで論議されることがあったように思います。それは誤解で、つまり、必要なものは常用漢字になくても読み仮名を付けて使われるわけですから、むしろ常用漢字になると、今度は読み仮名が要らなくなる。そうすると、ルビがないので、実は読み方が分からないということも生じるわけです。常用漢字にないんだったら、読み仮名を付けるので読み方が分かる。2010年の改定の際に、大分漢字が増えましたが、そのとき、書けないけれども読めるというようなところが、そういう判断があったと思います。それはなぜかという、新聞なんかで、公用文もそうでしょうけれども、常用漢字でないものには徹底的にルビを振って使ってきました。だからそういう見方が周知されてきたという面もあるんじゃないかと思います。

逆に余り使われないと、常用漢字だとルビは振らないので、実は読めない。私の勤める大学の学生にテストしたところ、例えば道普請の「普請」とか、金銭の出し入れの「出納」とか、それから、次第にという意味の「漸次」とか、この辺りはみんな常用漢字ですが、むしろ新たに追加された常用漢字よりも読めないんです。つまり、むしろ常用漢字であるよりも、常用漢字でない方が読み仮名を付けて使うので、かえって認知度や理解度を高めるには効果的だという、ちょっと逆説的かもしれませんが、そういうことも言えるわけです。新聞では、追加漢字の幾つかはまだ認知度が足りないということでルビを振って使っているものもあるくらいで、つまり、その漢字を普及させるためには、むしろ表に入れない方が、まあ全てがそうとは言いませんけれども、有利だという側面もあるのではないのかなというふうに思っています。

○田中（牧）委員

今、関根委員がおっしゃったことと関わるかもしれませんが、どうやったら言葉が普及するかということ、あるいは漢字が普及するかということが、この問題は重要だと思います。言葉や漢字を考えることで、その表している概念についてみんなが真剣に考えて、どのようにそれを表すべきかということを経験して、より良い言葉が見付かれば、それが共有の日本社会の財産になっていくということだと思います。

その上で、この場合は国語施策という場なので、これまで国語施策の一番重要な成果は、常用漢字表がその筆頭に挙げられると思います。これまで100年ぐらいの国語施策の歴史の中でやってきたことを振り返ると、社会の状況を見て、頻度が高いあるいはいろんな言葉に使われている、そういう実績を見て常用漢字表に入れていった。これまでに、先取りしてこのようにしたいから入れるということは今までしてこなかったもので、もし今回この「碍」を入れると、そういう方向にかなり大きな転回をすることになりま

す。それをできるほどの、つまり国語施策がそういう実績を持っていなくて、そこへ踏み出すほどの自信がまだ我々というか委員にはない。それは川瀬委員がおっしゃったこととも関わりますが、いろいろ考えても、国語施策で頑張っって一步踏み出しても、それを混乱なく普及させていくほどの状況がまだ準備できていないのではないか。であれば、常用漢字に入れられないけれども、「ショウガイシャ」を書き表すときに、中に含まれる「ショウガイ」という言葉の場合はどうか、そして更に「ショウガイシャ」という言葉で障害者を指し示すときに、どんな表記がいいのか。

その上で、次の論点になりますが、やはり「ショウガイ」、「ショウガイシャ」という言葉を使っている上で議論するよりも、その言葉を換えることで議論する方が、より多くの人を巻き込んだより良い議論ができると思います。そういう可能性をこの1年強、考えて到達したということ。そういうことで、今の段階で「碍」を入れるのは難しいかと。もう少し議論した上で、やはり「碍」を入れることが本当にいいということが自信を持てればその決断ができるけれども、今はちょっとできないのではないかとというのが、現段階の私の意見です。

○滝浦委員

最初に川瀬委員がおっしゃったことに続くような感じになりますが、私たちに課せられた宿題は、常用漢字表という文字表に一つの字を加えるかどうかということです。私自身も、例えばその社会的必要というような一考がありますので、そういった観点から「碍」を加えてもいいんじゃないかと最初考えておりました。ですが、どうも考えれば考えるほど、議論すればするほど、ある悩ましさが大きくなってきて、最近それが何であるかはっきりしました。何の悩ましさであるか、どうもこれは字の問題ではなく、語の問題、言葉の問題であるということがますますはっきりしてきました。

最初、「障害」という表記が江戸末期の翻訳語として出てきて、定着するには随分時間が掛かったようではありますが、なぜそっちが定着して法律などにも使われるようになったかという背景を考えていけば、「碍」の方が、「ショウゲ」と「ショウガイ」と両方ありますが「ショウゲ」とも読めると。「ショウゲ」の方は大分恐ろしい意味の言葉で、悪魔とか怨霊とか出てきてしまう。という意味で、新しい時代の中での「ショウガイ」という言葉は、例えば医学的にコントロールされ得るとか、そういった価値中立的な言葉として「ショウゲ」と絶対読めない言葉というのが選ばれて定着してきたという側面があるのではないかとということが何となく分かってきたと思います。

そういう意味で、「障害」というのは、言葉として捉えた場合には、「ショウゲ」とある意味決別をするという意味でそちらが定着してきたと。そのように考えると、「ショウゲ」ではない「ショウガイ」という言葉として、語としての次元の問題があったのかと理解しています。

とはいえ、その後の問題として考えると、「害」の場合は良くない意味を持つのでよろしくないという議論が当然出てきたわけですから。そこから今度は現在に近くなってきましたが、「ショウガイ」という字をどっちで書くかということを考えたときに、「ショウガイ」の「ガイ」の表記という言い方がされますが、「ショウガイ」だけであれば、「電波障害」や「システム障害」などあります。人体に関するものでも「呼吸障害」とか、「機能障害」とか、どちらの字で書いても、問題がないかどうかは分かりませんが、でもそれほど大きな決定的な問題ではないだろうと。

しかし、いつどこで決定的になるかと言えば、やはりそれを人に使ったときで、「ショウガイシャ」となったときに、「ショウガイシャ」とはどういう人を指すのかということがやはり問題になってきます。そこに良くない意味の字が入るとということの問題が出てくる、これは大変良く分かります。「害」の場合も良くない意味だと。しかし、そこに「碍」を使うというのは、やはりどこかでその「ショウゲ」の問題をまた生み出

すことになったりしないだろうかということをし少し懸念します。それが大げさだとしても、いずれにせよ、余り良い意味の言葉ではない、これは明らかである。

と考えると、ここでもやはり、字の問題というよりは言葉の問題として、「ショウガイシャ」という言葉が定着しているということを重ねるならば、個人的な意見としては、世の中が新しい言葉にすっかり置き換えるということを選ぶのか、それとも「ショウガイシャ」という定着した言葉を使っていくことを選ぶのか、それがはっきりするまで、交ぜ書きの平仮名でいいのではないかと。平仮名は悪い意味を持ちようがありませんので、交ぜ書きで書けばいいのではないかと、今のところ私は考えています。

ただ、一番良いのは、「ショウガイシャ」という言葉自体をどう考えるのか、もっと良い、悪い意味になりようがない言葉というのを考えるべきではないかと、本当はそちらの方をより積極的に考えたいです。そうは言っても、それは絵空事だというお考えもあろうかと思しますので、そういった意味では、交ぜ書き辺りをベースとして、文字の問題ではないというところをむしろ大事に考えたいというところが今の私の考えです。

○沖森主査

ただいまの滝浦委員の御発言で、論点の2に関わるところがお話に出たかと思えます。そこで、続きまして、もちろん第1点目も含めまして意見を頂きたいと思えますが、二つ目に移りまして、この新しい用語を検討してはどうかという提案について御意見を頂きたいと思えます。これまでの議論の繰り返しになるところもあろうかと思えますが、率直に御意見を賜ればと思えます。

○村上委員

多分、新しい用語を検討したらどうかと提案したのは、最初は私だったと思えます。そのときに、単なる表記の問題ではなく、やはり言葉そのもの、それが表しているものそのものに関わることだと思っていたので、新しい用語にこの際変えた方がいいのではないかと提案しました。その考えは今も変わってなく、多分、今からそういう新しい用語を検討するのは大変だという意見が出るのは承知の上で、それでもみんなの知恵を絞って新しい用語を検討してはどうかという提案を再度したいと思えます。

○川瀬委員

確かに村上委員のおっしゃるとおりですが、その任は果たして国語分科会国語課題小委員会なのだろうかというのが一番気持ちの表面にあります。新しい言葉を見付けたいという未来に向けた気持ちもとてもありますが、果たしてその任は私たちであろうかという思いがかなり強くあります。

それともう一つ、新しい言葉を考えるということは、かつても痴呆症が認知症になっていったという例があったかと思えますが、いつか言葉というのは、その言葉がなじんでいった頃に、またその言葉に対する差別的な感覚といったものが出てくるのは間違いないと思えます。これをどう考えるのか。「いや、そろそろ認知が始まってさ」とか、「よかったよ、認知じゃなくて」みたいな会話が日常的に出てきているという現実を考えると、常に言葉は新しく更新していけばいいのかという問題も考えていく必要もあると思えます。

ただ、人に対して「ショウガイシャ」という言葉を使うことが、誰かを傷付けるのであるという強いダメージがあるのであれば、これからの時代に向けて新しい言葉を探していく、それを考える機会にはなるのだろうと思っています。

○中江委員

私は今年から、委員として参加しておりますが、この「ショウガイシャ」という言葉、普通にしゃべるときには、どの漢字だろうと、別に自分の頭の中で書いた言葉がそのままはまってくる。今まで私は「障害者」という表記が頭にずっと浮かんでいたのので、「碍」という漢字を常用漢字表に入れる入れないという話を伺いながら、私はずっと「ショウガイシャ」という言葉に対して余りにも無意識だったなということを改めて感じました。

当事者の皆さんがそのことについて傷ついている、あるいは、それがずっと続いていけばそれが当たり前ようになっていくかもしれませんが、それでもやはり傷ついていたのではないかということに対して、非常に反省するところがありました。先ほども、「ショウガイ」と「ショウガイシャ」というのは別だと思うので、「ショウガイシャ」という言葉は今後、何かの言葉に換わっていくのではないかと思います。余り良い意見にはならないかもしれませんが、「碍」にするから、「害」にするからといって、私たちが「ショウガイシャ」と言ってしまった時点で、何かそこには余りにも無意識というか、無意識の差別ではないですが、そういった感情がどこかにあるのではないかということ、この議論を通して私は非常に考えさせられるところがありました。

ですから、そのことについて、今いろんな意見、それは肯定的なものから否定的なものも含めて、やはり一つの言葉に対する疑いとか、それに対する、これからこの言葉を使っていったいいいのかどうかということ、多くの人感じて、それでその中でこれが一番良いという答えはなかなか出てこないと思います。やはり何かを選んでしまえば、今回にすれば多分「碍」を入れてしまえば、やはりそれが常用漢字となっていく。もちろん「害」という字も入っているでしょうから、そこには混乱も生まれるだろうということも考えられます。ですから、同じ答えになってしまいますが、今のままの本当にそれぞれが、とりあえず文字として表すなら、交ぜ書きの段階でとりあえず置いておくというのがベターと感じています。

○田中（牧）委員

今後、この問題は引き続き国民が議論していく、そういう何らかの有益な情報がここから提示できるといいと思いますが、一番簡単な結論は、「碍」は常用漢字表に入らなかったということです。その結論に至るまでにいろいろ検討した中で、この2番目の用語の検討を行おうとした。しかし、用語の検討をした結果、この言葉が良いですという言葉を出せない。なぜ出さなかったのか、出すためには何をすればいいのかということ、これを考えると、障害のことを一番考えている当事者の人たち、研究者の人たち、政策者の人たち、障害者に関わるそういう企業とかその企業にいる方々、そういう方々が議論の中心になるということが不可欠と考えます。

今回、この場ではそれができませんでした。それをやった上で、そこに言葉の問題は関わるので、私たち国語分科会としても、障害者についてよく考えている人たちと議論する場を作るような方向を何とか提案していくということが必要かと思っています。

○関根委員

問題は実態で、実態が変わらなければ、言葉を換えたところで、またその言葉がマイナスイメージを帯びていくということだと思います。ただ、言葉が実態を、あるいは言葉が社会を変えていくということもあるということ、私は信じたいし、きっとその起爆剤にはなると思います。そういうところから考えて、「碍」にも、さっき出たようにマイナスのイメージの意味はあるとはいうものの、確かに「害」よりはそういうイメージが薄いという点では、その点では評価できると思います。

ただし、果たしてそれが障害者政策をけん引していくような起爆剤となるようなダ

イナミックなエネルギーが期待できるかと言うと、市販の国語辞典や漢和辞典を引けば、「碍」のマイナスの意味が載っていますから、そうすると将来、仮に「碍」が常用漢字に入ったとして、「害」を追放したのはよかったけれども、何でもっとプラスの意味だけを表すものを選んでくれなかったのかと思われはしないかと。

それが例えば、何々障害とか障害を持つといった言い方に違和感を覚える人もいます。そうすると、その障害という概念の捉え方そのものを変えていかないと、社会参加は進まないし差別もなくなっていくのではないかと。つまり、「碍」に書き換えることでとどまっていけないのか。「障害」の表記に関する作業チーム」の中のヒアリングで、朝日新聞の方が言っていますが、目の見えない人にとっては、漢字を変えると意義は伝わらないし、あるいは手話では、障害というのは手で棒を折るような動きで障害を表して、それに人々を意味する動きを併せて表現するけれども、そういうことまで考える必要があるのではないかと。

つまり、そういう中で漢字表に「碍」を追加することが、逆に大きく社会を変えていくような言葉を使っていく流れを阻害しはしまいか。たかが一字といった程度の気持ちで追加するのは、やはり国語分科会としては無責任のそしりを免れないのではないかと。つまり、「ショウガイ」の表記はこれでいいのかという機運が今盛り上がってきたところですから、同音の漢字の入れ換えというところにとどめないで、何か社会を変えていくような力を持った言葉を、みんなで考えていくべきではないかなと思います。

それで、確かにそれは私たちの任ではないというのはそのとおりです。ただ、国語的な見地から、定着するような造語とか、あるいは言い換えの仕方とか、どういう方法があるかとか、そういった議論には国語分科会としては積極的に関わっていけばいいと思います。その上で、当事者をはじめとして、行政、政治、福祉、医学、そういう専門家が主導していくというのがやはり筋だろうと思うし、そういう場を作っていくことが大事ではないかと思えます。

○善本委員

私は考え方としては、この問題については新しい用語を検討すべきであろうと基本的に思っています。「ショウガイ」という言葉は、「ショウガイシャ」以外にも広く使われています。例えば学校で障害物競争という言葉を使ってはよろしくないかというところ、そういうわけではなく、何か障害を乗り越えるなど正にポジティブな意味で使われる場合もあるので、障害という言葉自体に課題があるというよりは、それを人に当てはめることに課題があるのではないかと。

特に「害」という字の害毒とか害があるということに問題があると考えれば、そこに本来は似たような意味を持っていたものを当てはめても、ほかの「障害」にもそれを入れるのかというような疑問、疑念、新しい問題を惹起してしまうことになるという観点からすると、新しい用語を検討すべきだろうと思えます。

ただし、今回、決議を受けて我々が検討を課されていることに関しては、課題になっていることを解決していかなければいけないという問題意識があります。それがどうも結論を出したときにすごくシンボライズされて、それに対して後ろ向きな答えを出しているかのように受け取られるということはすごく嫌だと思えます。「障害」という言葉に対して当事者の方たちの心情を非常に傷付けているケースがあるということに対して、我々が決して真摯に寄り添っていないわけではありません。

ベストな解決法は、本来、歴史的に似たような意味の漢字を当てはめることではありませんよということを確認した上で、先ほど皆さんがおっしゃっているとおり、それはここだけで検討する話ではなく、特に、当事者として関わってこられた方たちを中心にしながら行う必要がある。

ただ、私が一つ懸念するのは、こういう必要のあるところに新しい言葉というのはどんどん生まれるので、そういうことが課題になってからもうかなり長いにもかかわらず、ぴったりフィットする言葉が生まれてきていないというのは、実はすごく難しいのだろうなど。多分、よい言葉があれば、既にもう提案されて、それがかなりの速度で定着していつているのではないかと思うので、そこは非常に難しいのだろうと思っているのです。

ただやはり、そういう方向でこの問題を解決すべきだというのが、この委員会の結論であると皆さんに御理解いただくという意味で、それを押さえておいた方がいいかと思えます。「害」を用いることをやめていこうということに対して、決して後ろ向きな結論を出そうとしているわけではないということメッセージとして発信する意味で、新しい用語を提案するのは意味があることかと思えます。

前にもこの場でお話ししたように、「障害」もそうですが、「父兄」という言葉に対して非常に抵抗を感じる人が多くいる一方で、全く何の抵抗感もない人もいます。そういう意味では、正に多様な受け止め方もされているところもあると思うので、それらを踏まえながら、心情を重く見て寄り添っていくという立場を明らかにするという意味では、新しい用語を検討していくのが最も良い方法かと思えます。

○石黒委員

私も新しい用語を検討してはどうかということに基本的に賛成です。どうしてかという、私たち国語分科会には、多分考えなければいけないことが五つぐらいあると思うからです。

一つ目は、文化審議会国語分科会国語課題小委員会として、やはり国語施策の筋を通すということは非常に重要なことだろうと思えます。そうした流れの中で、「碍」というのは、歴史的なこと、使用頻度のこと、造語力のこと等を考えて、現段階で採用するという点に関しては時期尚早であろうという流れにはなっていると思えます。

一方で、ただし、国民の代表である国会の文部科学関係の委員会がこのような形で決議を出されてきたことを重く受け止めると言っている以上、それを私たちが、「碍」は採用されませんでした、終わり、と言うことは、なかなか難しいだろうと思えます。

三つ目には、本当につらい思いをされている方々との対話の中で決めていくことであろうと思えます。その部分を無視してはいけません。もちろん、オリンピック・パラリンピックがあるなどの事情があるのはよく分かりますが、とても大事な問題だからこそ、そのイベントを乗り越えて、真剣に時間を掛けて議論する必要がある。私たちもこれだけの時間を掛けて議論してきてそういうところにたどり着いているわけなので、それは明確にすべきであろうと思えます。

四つ目には、私たちはこのことを大事に真剣に受け止めて前向きなメッセージを発したいということがあって、かつ、国民に分かりやすく説明をする必要があるということがあると思えます。これは字の問題ではなくて語の問題であるということをお伝えすることは非常に明確に伝わるので、そのように私たちが受け止めて検討したというのは、良いメッセージになるだろうと思えます。

最後に、具体的に新しい用語を提案するのはどうかということになりますが、多分3段階ぐらいあると思えます。具体的にこういう言葉を使って置き換えていきましょうということをおっしゃること。私は、それはちょっと難しいだろう、やめた方がいいと考えています。例えば公用文に関する議論の方でも同様のものがありますが、このようにしてはどうかという候補を提案するという点はあると思えます。それ自体は一つの目安としてこういう言い換えもあり得ますということも提示することもできると思えます。ただ、実際にそういう言葉があれば、既に定着しているかもしれないという

問題もあります。

それでも私たちがそこで諦めるのではなく、考えていく必要があると思います。時間的な問題もあって、すぐにそれをするのは難しいとは思いますが。でもそうは言っても無視していいわけではなく、ですから現段階では、私は新しい言葉を検討する必要があると思います。でも、それがどれぐらいの時間が掛かるかということも今すぐには回答しかねるというか、難しい問題であると感じております。

○入部委員

新しい用語についてですが、参考資料5の8ページにもありますが、どういう用語が適切かということは、各企業や組織が一生懸命考えているという、その一つの例かと思うのですが、例えば第一生命保険の場合には「チャレンジド」と入れております。これだと、本人がチャレンジするだけで社会のチャレンジにならないのではないかと、外から見るとそういう批判があるかもしれません。

あるいは9ページには朝日新聞から「要支援者」と。NHKは「障害者」を使っていますが、社会に障害があるのだという考えの下に使っているとどこかで読んだ記憶があります。そのように、新しい用語についても、これがベストだという考えではなく、多様性があるいいのではないかと。それは「ショウガイ」の「ガイ」の字を平仮名にするとか、あるいは「碍」にするとか、そういった多様性と同じように、用語もまた多様性があるいいのではないかと思います。なかなか一つに決めるのは難しいという気がします。

○福田委員

私もやはり常用漢字表の中に単漢字として「碍」を入れるのはちょっと難しいだろうと。そうすると、この2番目の用語の検討というのが現実的な方策なのかと思います。今、石黒委員から具体例を出すか候補を挙げるのかという話が出ましたが、具体例をこの短い中で決めるというのはなかなか難しいかと思えます。

その候補も、実際に何か思い浮かぶのかというと、幾つかあるようですがどれも長短があると。そうなった場合に、例えば今回のこの委員会で発信できるものであれば、そのことが、前向きに我々が検討してきたことの実体を表すのではないかと思います。

○沖森主査

3番目の論点もございます。この三つ目の、教育や社会生活における漢字使用を円滑なものとするという観点から行われてきた国語施策の経緯について補足すべきことがあるかという点、これも併せまして、何か御意見がありましたら、改めて言い添えたいということがありましたら、お願いします。

○村上委員

では最後に。言葉というのは生き物なので、賞味期限というのがあります。障害者という言葉は、もう賞味期限切れかなという気がします。これは今まで言わなかったんですが、実は妹が障害者です。彼女を見ていると、障害を持ちながらばりばり働いていますし、障害と言われる人たちに付きまとうような、何かかわいそうな人というニュアンスは全然ありません。障害を持ちながらも元気に楽しくやっています。だから、そういう人たちの姿を表現できるような、何か新しい用語を検討したいというようなメッセージを発信していただければと思っています。

○関根委員

最後の論点について、国語施策との関係について忘れてならないのは、やはり戦後

の国語施策が日本の民主化への流れと軌を一にしていたということかと思えます。憲法が漢字・平仮名交じりの口語文で書かれたというのが象徴的です。要するに、漢字を整理して表記を統一したのも、誰もが読める、誰もが書ける、誰もが情報にアクセスできるという民主化を支えるためのものでした。

つまり、使いたい字がいろいろあったのに、無理やり使えないようにして表現の幅を狭めたというような、そういう誤解がまだあるのかなと思います。だから、そういう性質のものではなかったということは確認しておきたいと思えます。

○森山副主査

今までたくさん議論がなされてきて、私も同じ思いであります。「障」という言葉を含めて言葉から考えていけないと思えます。そして表記を具体的に考えていくときに、平成30年11月の「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」という国語分科会確認事項で、「碍」を使いたい場合は、それはいいのではないかと、地方公共団体や民間の組織において使えるということを確認しています。

同時に、「ショウガイ」の「ガイ」を平仮名で書くというのは、一般的な常用漢字の書き方で言うと、漢字を使うのが普通ということになっておりますが、例えば、「ショウガイ」のこの言葉に関しては、平仮名で書くという書き方もあり得るといふのをどこかの形で言っておいてもいいのかと思えます。

例えば、「絆」という言葉が常用漢字でないけれども、一般にも使われている。こういうことも含めて、これから新しい語ができれば一番ですが、それに至るまで、医学モデルとか社会モデルとかいろいろ考え方もありますが、「ショウガイ」の「ガイ」をどのように書いてどのように使い分けるのかというところで、個人の皆さんのお考えが一つの社会の流れになってきた段階で、漢字の問題そのものは考えたらいいと思えます。そこへ至るまでの一つの処置として、平仮名書きの交ぜ書きをする場合の指針のようなものも一つ考えていいのかと思えます。

○岩田委員

議論の流れに全く異論はありません。もう既に全ていろいろな議論が出ておりますが、これはもう文字の問題ではなくて語の問題であるということも、そのとおりだと思います。あと、そもそもこの「害」という漢字が、意味が悪いからということで「碍」が代案として出てきていますが、結局出てきているものも必ずしも意味的に良いものではない面があるということで、変える必要があるだろうかという意見に賛同いたします。

○沖森主査

この審議事項につきましては、考え方をまとめていく時期に差し掛かっております。障害の表記に関しましては様々な意見があって、障害者という用語を使っていく場合に、どの文字を使うかについて、合意に至るのは、本日の御意見を頂きましたように、かなり困難であろうという状況にあります。

常用漢字表は、法令等で表記の揺れが生じないように、使用する漢字を定めるという役割がございます。表記の考え方が多様に割れている、どれを使ってもいいのではないかと、御意見ございましたが、そのように割れるというような現状においては、漢字を追加するというのをどのように我々は見極めていけばいいのかということについて、もう少し考えていく必要もあろうかと思えます。そしてまた、「害」を使った「障害者」の表記を受け入れ難いと感じている方たちに寄り添いながら、現段階で国語分科会としてできることはどういうことであるかという点についても、今後更に考えをまとめてまいりたいと思えます。

最後に、一つ申し上げたいことですが、一昨年の国語分科会確認事項では、法令や国の公用文では、常用漢字表に従い、「障害」と表記することになっていると述べられております。しかしながら、例えば国の各府省庁のウェブサイトや刊行物などで、一般の方に広く情報を提供するような場合には、既にいわゆる交ぜ書きの「障がい」が使われている例も見られるようであります。

「障がい者制度改革推進本部」というのが「障がい」の「がい」という字が平仮名でございすけれども、この推進本部が、当面、現状の「障害」を用いることとしている点を踏まえれば、現時点で法令や法令に準ずるような公用文では、それに従うことになると思われます。その一方で、国においても、広い意味での公用文のうち、広報や一般の方へのお知らせ、ポスター、チラシなどで、交ぜ書きの「障がい者」の表記が見られる、このようなことについても今後どのような動きをしていくのか見極める必要もあるのではないかと考えております。

今後、結論を考えていくに当たって、今期の小委員会は残り1回を予定しております。詰めの段階かと認識しておりますが、この課題に関して、引き続き御意見を賜りたいと思っております。

それでは続きまして、議事の1に戻ります。官公庁における文書作成に関する検討に移りたいと思っております。配布資料の2を御覧ください。配布資料の2に成果物の案がございす。そして配布資料3を御覧ください。配布資料3にはタイトル案を示しております。配布資料2については事前にお送りしてありますので、お目通しいただいた方もいらっしゃるかと思います。

その具体的な検討に入る前に、今後の進め方について御相談申し上げたいと思っております。これから申し上げることは、主査打合せ会で事務局と共に検討したことでございすますが、これまで、今期のうちにこの報告書を取りまとめるということで検討してまいりました。ただ、常用漢字表に関する議論と並行して進めてきた関係で、十分な検討時間が取れなかった面もございす。また、この報告をまとめたときに、現行の公用文作成の要領とどのような関係になるのかということもたびたび話題になってまいりました。この審議テーマは、諮問に基づくものではなく、国語分科会自身の問題意識に基づいて検討してきたものであります。したがいまして、ここで取りまとめたものがそのまま公用文作成の要領に代わるというものではございせん。今後、この要領が改定されるという機運が生じたときに、参考としてもらうべき考え方を整理したものということになるかと思っております。

とはいえ、御検討いただいたからには、可能な限り官公庁においてこの考え方を生かして行ってほしいというのは、委員の皆様方の希望されるところであろうかと思っております。そこで、より実現可能な考え方に近付けるという意味からも、最終的な報告を取りまとめる前に、一旦暫定的な段階の案をもって各府省庁から御意見をもらってはどうか、そしてそれを更に報告書の中に反映して行ってはどうかということをご提案したいと思っております。

したがいまして、3月10日の国語分科会に向けては、最終案の一つ手前のものをまとめていただくということとして、来期、別に新しい検討事項にも取り組んでいくことになろうかと思っておりますが、それと並行して、公用文に関してももう少し審議を続けていくということをご提案申し上げたいと思っております。この点について御意見を頂ければと思っております。

○川瀬委員

今の沖森先生のお話を伺って、具体的なイメージが持てないままなのですが、ある程度こんなものを私たち考えてみましたというものを、成果物というか意見まとめみたいな形で提示する。そして各府省庁などに意見をもらい、その後、実際に改定しまし

ようということになったら、またそこに生かしていきましょう、という理解でよろしいでしょうか。

○沖森主査

一応そういうところを狙ってということではあります。ただ、ここで成果物を出したところで、それから後に何も生かされないところを懸念するところもあります。また、今回少し詰め足りないところもあるかと、時間的などころも若干ございますけれども。

○川瀬委員

そうするとそれは、今とりあえず仮に成果物と呼んでいますけども、そのタイトルにも、だから大きく影響してくるということになりますね。

○沖森主査

そうですね。

○村上委員

前にももらったものにはコラムがありましたが、今回はコラムがありませんが、これはあえてコラムは取っているということですか。

○沖森主査

それについては後で事務局から説明いただくことになっています。

では、ただいま御提案した方向で御了承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。 (→了承)

はい、では今後そのような方向で進めてまいりたいと思います。

続きまして、先ほど言いました配布資料3を御覧いただきたいと思います。この報告案のタイトル、仮のものということにはなりますが、このタイトルについて御検討いただこうかと思えます。前回の小委員会で頂いた意見を踏まえまして、打合せ会で絞り込んだのがこの二つのタイトル案です。なるべくシンプルに、また今後、公用文作成の要領が改定されるときに参考としてもらうべき考え方を示したものだということが分かるようにという形で検討いたしました。

できれば、今日この場で決定したいと思っています。質問も含め、御意見を頂きたいと思っています。「「公用文作成の要領」の改定に向けて（報告）」、もう一つの案は「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」というタイトル案です。

○村上委員

「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」に1票です。

○石黒委員

質問ですが、この成果物のタイトルは何に対して付くものですか。つまり、この3月10日の仮の取りまとめには付かないものでしょうか。

○沖森主査

3月10日の取りまとめのものに、とりあえずは付くものです。

○石黒委員

取りまとめのものに付くものですか。その後、要するに来年度以降、再び議論が始まるのでしょうか。

○沖森主査

それが本当に政府を巻き込んで改定になれば、また別なものということになるかと思いますが。

○石黒委員

それは、また別のものなのですか。

○沖森主査

私たちは、国語分科会として提案するというのでありますので、その先については、また別の段階になる面があるのかと思います。

事務局から御説明をお願いします。

○武田国語調査官

先ほど主査から御説明があったように、まず、「公用文作成の要領」という現行のものがあります。この見直しということで御議論いただいているわけですが、ではここで決めていただいたものがそのまま公用文作成の要領に取って代わるということが予定されているかという、現段階ではそういう状況ではないということです。

そういう観点からすると、ここで御議論いただいているのは、正に今ここにあるような「「公用文作成の要領」の改定に向けて」あるいは「新しい「公用文作成の要領」に向けて」といったように、この要領を改定することを目指したときの考え方がこれです、といった報告を頂くということになるかと思います。

先ほど各府省に、というお話を頂きましたが、これをもしも政府全体で使ってもらえるものにするには、そういった意見を取り込んでいく必要があるであろうと。まずこの3月にまとめていただく段階では、タイトルはこのようなもので変わらないと思います。同じタイトルで、最後の「(報告)」のところを「(審議経過報告)」であるとか、そういったことになるのかもしれませんが。これまでの検討内容を審議経過報告という形で出していただいて、それを各府省に照会するなどして、最終的にその「審議経過」が落とされた「報告」として取りまとめていただく。

さらに、それがもし政府として採用されれば、場合によっては、新公用文作成の要領というものになるかもしれないということです。段階が何段階かあるということになるとと思いますが、そういった意味合いでこのタイトルを考えていただいているということになるかと思えます。

○福田委員

1点確認です。来期に意見を収集して、それに従ってまた改定していくというのは、今沖森主査からお話があったように、来期やることを今ここで決めるということでしょうか。

○武田国語調査官

来期どういふことを検討するかということは、今現在検討していただいているこの公用文とはまた別の検討事項も出てくると思えます。

それとともに、今期だけでこの公用文の話を終わらせるのではなく、各府省からの意見などを踏まえて、最終案は来期中にまとめるといふことではいかがでしょうか、というのが先ほどの主査の御提案だったところです。

○川瀬委員

タイトルが「はじめに」の文章よりも踏み込んでいると思いますが、「はじめに」の文章は「いずれ改定されることが予想される」、それは間違いはないと思うのですが、このタイトルはむしろ、改定しましょう、このようにまで考えたので、ここまで考えたので改定したらどうですかという呼び掛けにつなげた方が良いでしょうか。

○沖森主査

はい、多分その方が良いでしょうか。

○川瀬委員

ニュートラルなタイトル、例えば「公用文作成の考え方」とかにしておくと、漠然としていて誰にも物議を醸さずに「何か役に立つ本だな」で終わるかもしれませんが、むしろ、強アピールしたいということですね。

○沖森主査

はい。もう少し前向きに。

○沖森主査

本日なるべく決めたいとは申し上げましたけれども、決めなければいけないというわけでもありません。

様々御意見を頂ければと思いますが、一旦こちらで引き取らせていただいた方がいいのかもありませんので、本日は一応引き取りまして、主査打合せ会で更に検討した上で、次回の小委員会でもう一度御議論いただければと思います。

○関根委員

整理したいのですが、単純に言うと、スケジュールが延びるという理解でよろしいでしょうか。

○沖森主査

そういうことです。

○関根委員

いろいろほかの省庁の意見などを聞いて、より良いものに、受け入れられるものにしよう。その結果、どちらか分からないけれども、このタイトルでとりあえずは出るわけですね。同じものが「公用文作成の要領（内閣依命通知）」などになるとすれば、この「向けて」の部分を取って、中身がそのまま出るという可能性もあるということですね。

あるいはそこまでいかななくても、例えばこの報告を一つ踏み台にして、改めて例えばもうちょっとシンプルなるものを内閣依命通知として作るという可能性もあるわけですか。

○武田国語調査官

そういうことになるかと思いますが。例えば常用漢字表も、文化審議会で御検討いただいた段階では「改定常用漢字表」であったわけです。それが内閣告示になったときにタイトルから「改定」が落ちて、内容では前書きに当たる部分などが全部落ちて、よりシンプルな漢字表として実施されています。

ですから、ここで御議論いただいたまとめがそのまま何かに採られるとは限りませんが、少なくともその趣旨が生かされる方向で具体化されたい、ということかと思えます。

○沖森主査

先ほどのところに戻りますが、タイトル案につきましては、本日引き取らせていただいて、再度次回御検討いただきたいと思えます。より望ましいタイトル案というのが思い付かれることがありましたら、事務局の方に御連絡いただければと思えます。よろしくお願ひします。

では、残された時間で配布資料2の御検討をお願いします。では、この配布資料2について事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

今回、前回お示ししたものからかなり変わっております。主査打合せ会の中では、ルール化されているところを中心にもう少し手堅くしようということで検討されております。それで、先ほどコラムに関して御指摘がありました。統一感という観点から、一旦落として活用の仕方を考えようということで、今回は落としてあります。ただ、あの中にかなり大事なことがいろいろ書いてありましたので、どのように生かしていくかということは、また御検討いただければと思えます。

ほかの変更点を申し上げます。まず「はじめに」というところを変えました。これは10月の小委員会で別資料として出していたものです。見直しに関する国語分科会の考え方といった資料として出ていたものを、「はじめに」に持ってきた方が、よりこの報告の考え方、狙いがはっきりするであろうということで、入れ換えております。打合せ会では当初、前回までのものと両方示す形で検討しましたが、こちらだけにした方が良いでしょうということになっております。

また、全体の構成も変わっております。特に後段の方はかなりカットされています。可能な範囲で各項目に相互参照を付けておりますが、これは打合せ会の中でも、なかなかこの相互参照は難しい面があると。これは索引などでもう少し良い形ができないかということを考えております。

それから、全体の調子として、読んでいて疲れるというような御意見もありましたので、例えば「何々が必要である」とか「何々すべきである」といったニュアンスの表現をなるべく落としております。かなり書きぶりが変わっているということです。ほかに、これまで示されていなかった観点が追加されております。

今後の課題として、打合せ会で話題になっているのは、例えばルール化できないような部分についてです。例えば最後の方に「文章の書き方」といったところがありますが、どのような文章作成のときにも参考にできるという話ではない面があります。

そういったものを、例えば参考という形に1段階落とすということも考えられるのではないかといった議論もございます。文の書き方で言えば、文を短くとか、そういう大事なことは残すとして、文の構成の仕方であるとか、そういった辺りについてはいろいろなケースがあるので、全てに対応しきれないおそれがあります。その辺をどう考えていくかというのを御検討いただければと思っております。

○沖森主査

ありがとうございました。では、御意見いただければと思えます。

○関根委員

例えば公用文作成の要領の実現の見込みによっては、例えばⅢの「用語の使い方」ま

でをそれを目指したものにして、先ほどおっしゃっていた、扱いの難しいような「文章の書き方」と、それからコラム類をまとめて、例えば参考資料や別冊のような形で別建てにするというような、そういうやり方も考えていらっしゃいますか。

○武田国語調査官

この間の打合せ会の中では、参考資料にというお話も多少出ましたが、それはいろいろなやり方があるかと思います。ただ、例えばⅣの「文章の書き方」のところでも、「文体の選択」というのは、現行の要領にもある内容ですので落とせないところだと思います。全体を通して、ここはルール化できるようなところではないなというものがあれば、参考資料や別冊などのまとめ方をするのも一つの考え方かと思います。

○関根委員

そうすると、その辺を早い段階で整理して、公用文作成の要領改定につながるようなものをまず整理して、けれど、いろいろコラムにも大事なところがあるとおっしゃっていましたが、そのコラムの中でも本文に盛り込んだ方がいいものは盛り込んで、二本立てにするように整理していった方がやりやすいのではないのでしょうか。

当初はまだ改定にまでは行き着かないだろうということで、結構割に何でも、とにかく思いのたけを盛り込もうというようなところがあるいろいろな書いたと思いますが、ある程度見通しができたところでそういう整理をしてもいいかと思います。

○滝浦委員

今の件に関連して、ルール化しやすい部分という観点で見ると、Ⅱの「表記の原則」の10ページから22ページ、ここはもうそのままルール風に新公用文作成の要領でもいいと思います。いわゆるルールブック的なものとして要領を見るとすると、その前のⅠのところと後ろのⅢのところは、内容的にはルールのですが、書きぶりがルールのではありません。

やはりこれは、新要領というのがもし出るとしたら、これ自体がそれに対する解説編みたい性格を帯びざるを得ないのかなという感じがしました。ですから、今、関根委員がおっしゃったことに引き付けて言えば、今作っているものから抽出していくような感じで新要領ができるとしたら、こんなものになるといったものを並行して考えるということでもいいのかなと。今回のものは、ある程度概説的なものでいいかと思っております。

○川瀬委員

何かこう、ちょっと気持ちが楽になったと言いますか、まだいろいろ考えられるという感じになって、今すごく前向きな気持ちです。

さて、24ページに分かりにくい用語の使い方、専門用語で、これはどのようにしていったらいいかと。分野と対応が表になっていますが、これは表じゃない方が良くない気がしました。表は縦と横の関連性で見ていくので、このまま24ページの表で見ていくよりは、29ページに外来語をどのように対応するかということがありますが、「そのまま使う」、「言い換える」、「説明を付ける」、「使い方を工夫する」、こういう書き方で単語が並んでいる方が、分野分けしなくてもいいかな、見やすいかなという感じがしました。

あと、ここにどういう単語を選ぶかはすごく難しいと思います。このままでもいいかとは思いますが、ワークルールとか、所得とか、定期保険とか、これはどういうニュアンスで入ったのでしょうか。例えば、パブリックコメントは要らないのかとか、今の時代にちょうど出すのであれば、キャッシュレス決済という言葉の普及を図らなくて

いいのとか、若しくは特別警報など普遍性のあるものの方がいいのではないかなど。この文言ももう一ひねりした方が良くと思います。

○石黒委員

今回、見出しのところが、新しく加わったものであるとか、これまでとは違うものを斜体字にされていますが、それはとても分かりやすく良いと思います。ただ、もう一步踏み込んでダメでしょうか。

つまり、前のものと違うというのと、新しく加わったというのは、やはり性格が違いますし、そもそもこの「はじめに」のところを詳しく読まないとそのことは分かりません。例えば、「新」など付いていると、これは新しいものだとか。あるいは「改」と書いてあると、これは改定されたものだとか。「改」の場合であると、例えば、読点のことは自明なのかもしれませんが、現行は横書きの読点がカンマですね。そういうことも実は知らない方も中にはいらっしゃるかもしれない。読者層をどう想定するかにもよると思いますが、できれば、前はこうだったけども、後はこうなったということが分かるよう「改」などが並行してあると、より使いやすいものになるかと思いました。

○中江委員

内容のことではありませんが、例えば9ページで「読み手に対して敬意を持って書く」というのと、その下に「読み手に親しさを伝えるように書く」と。何でこれはフォントが違うのですか。

○武田国語調査官

これまで、敬意とか、敬語を使うというような、敬語の使い方については言われていましたが、親しさを込めて書くみたいなことがこれまでありませんでした。あえてと言いますか、それが分かるように、新しいことを言っているところは斜体字にしています。

○中江委員

では意図的に変えているのですね。

○武田国語調査官

これは先ほど石黒委員からもありましたが、何かもうちょっと分かりやすい形でマークなどを作って示せるようにいたします。

○関根委員

これは逆に目立たせたくないのかという邪推をしてしまいました。むしろこれが売りだと自信を持って示すのであれば、もっとはっきり書いた方が良くと思います。

目立たせたくないのであれば、わざわざ斜体にする必要はないと思います。そういう考え方もあると思います。やはり総合的に見て書いてあるわけですから、新しいものもちゃんと、古いものや今までのものの中にちゃんと、精神は同じで入っているという意味であれば、わざわざ目立たせたくないということもあるかもしれません。

○川瀬委員

極めてさ末なところですが、9ページの「読み手に対して敬意を持って書く」、例文として「被災者の方々」と「被災された皆様」で、被災者は一くくりにしていると。「された」の方が「一人一人に差し向けられる印象となる」と書いてあります。

私がひねくれているのかもしれませんが、方々と皆様だって、結局一くくりにして

いないかいと思いました。被災者の方というのと被災された方は違うと思います。でも、方々とか皆様と言っちゃった時点でそれはもう一くくりでしょうと思うので、これは例文としてどうなのかなという気もします。単数ならいいのかというと、それも何かぴんとこないかもしれませんし。

あと、11 ページの「仮名書きにする」の動植物の「学名等を示す場合などは、」とありますが、左に漢字の「犬（イヌ）」となっておりますが、学術分類風にもうちょっと何かイヌ科とかイヌ属とかウシ科とか書いておかないと、何でここは犬が片仮名で「イヌ」なんだろうと。割と学名というラテン語っぽい名前でも「なんとかイヌ」とするのはなかなかないかなという気もします。学術分類だからイヌ科とかは片仮名で間違いないとは思いますが。もうちょっと何か補足してもいいのかなと思いました。

○岩田委員

確認ですが、斜体にするものは、これまでの公用文作成の要領になかったものを、最終的には斜体で出すということが3 ページに書かれている内容ですね。そして、ここで斜体になっているものは、これまで審議会の議題では出てこなかったものも斜体になって出てきているという理解でよろしいでしょうか。

最初の文章では、前の要領よりも新しくなった部分を目立たせて出すということなのかどうかということです。

○武田国語調査官

斜体にしてあるのは、現行の公用文作成の要領にはない、あるいは大きく変えた内容の部分です。現在の公用文の書き表し方にはない、ルール化されていないところを斜体にしてあるということです。

○岩田委員

ということだと、9 ページだと、「敬意を持って書く」ということは公用文作成の要領にあったけれど、親しさというのとはなかったということでしょうか。

○武田国語調査官

ここも「分かり合うための言語コミュニケーション」が念頭にあったのでこのような扱いをしています。これまでも、敬語の使い方といったことについては触れられています。あるいは親しみやすい文章といったことは書かれています。ただ、親しさを伝えるというもう少し踏み込んだ言い方がなかったので、国語分科会として示したいことの一つとして、あえて斜体字にしているという面がございます。

○沖森主査

まだ少し余裕ができたという御感想もありましたが、とはいえ、今期まとめられるものはまとめておかなければいけないという段階であります。本日頂きました御意見を踏まえ、次回の小委員会までにより良いものになるよう案を詰めてまいりたいと思います。メールなどで御意見を頂くこともあるかと思いますが、本日言い残したお気付きの点などがありましたら、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

いよいよ今期も大詰めとなっております。本日は二つの審議事項について御検討いただきましたが、この二つの課題について、最終的に内容をまとめ上げてまいりたいと思います。引き続き御協力のほどよろしく願いいたします。

最後になりますが、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○武田国語調査官

次回の小委員会ですが，2月28日（金）15時から17時で，文化庁第2会議室での開催になります。それから，国語分科会の総会ですが，3月10日（火）13時から15時を予定しております。よろしく申し上げます。

○沖森主査

それでは，本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席ありがとうございました。